

規制影響分析書要旨

| | | |
|----------------|--|---|
| 規制の名称 | 職場における受動喫煙防止対策の強化 | |
| 主管部局・課室 | 労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室 | |
| 関係部局・課室 | — | |
| 評価実施時期 | 平成23年10月 | |
| 規制の新設・改廃の内容・目的 | <p>事業者は、受動喫煙を防止するため、屋内作業場等（一定の基準を満たす喫煙室を除く。）について、労働者の喫煙の禁止等の措置を講じなければならないこととします。ただし、飲食物の提供等の役務の提供を行う事業者については、当分の間、上記規制の対象外としつつ、労働者が他人のたばこの煙を吸わされる程度を低減するための措置を講じなければならないこととします。</p> <p>(根拠条文) 今回の改正法で、以下のとおり規定することを予定。</p> | |
| 想定される代替案 | 事業者は、受動喫煙を防止するため、屋内作業場等について労働者の喫煙の禁止等の措置を講じなければならないこととします。 | |
| 想定される費用 | 新設・改廃する規制案 | 代替案 |
| （遵守費用） | 事業者は、全面禁煙を選択しない場合には、喫煙室や換気設備等の設置、改修するための費用が発生する可能性があります。 | 事業者が屋外に喫煙所を設置する場合には喫煙所の設置費用が発生します。 |
| （行政費用） | 事業者に周知するための費用が発生します。空間分煙及び受動喫煙の程度を低減させるための措置の実施状況について労働基準監督官が指導を行う場合等に、喫煙室の近辺及び喫煙区域の空気環境の状況を把握することになります。 | 事業者に周知するための費用が発生します。 |
| （その他の社会的費用） | その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。 | その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。 |
| 想定される便益 | 新設・改廃する規制案 | 代替案 |
| （労働者への便益） | 職場での受動喫煙が防止され、労働者の健康の保持に資することとなります。 | 職場での受動喫煙が防止され、労働者の健康の保持に資することとなります。 |
| （事業者への便益） | 労働災害が発生する可能性が低下することとなります。また、事業場の業態・状況に応じた対策を実施することができます。 | 労働災害が発生する可能性が低下することとなります。 |
| （社会への便益） | 飲食、宿泊等のサービスを提供する事業場を利用する際に受動喫煙が防止される又はその程度が低減されることとなります。 | 飲食、宿泊等のサービスを提供する事業場を利用する際に受動喫煙が防止されることとなるが、屋内での喫煙は禁止されます。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 分析結果 | <p>代替案は、労働者の受動喫煙を防止するにはより効果的であり、事業者の費用負担も少ないと考えられます。しかしながら、屋内作業場内を全面禁煙とすること、特に、現時点では事業場において提供されるサービスを利用する顧客に対して禁煙等とすることを一律に求めることは困難であることから、一般の事業場及び工場については屋内作業場を全面禁煙にすること以外に喫煙室の設置による空間分煙を選択でき、また、飲食物の提供等の役務の提供を行う事業者については、当分の間、全面禁煙又は空間分煙による規制の対象外としつつ、労働者が他人のたばこの煙を吸わされる程度を低減するための措置を講じることを内容とする規制の方が望ましいものと考えられます。</p> |
| 有識者の見解その他関連事項 | <p>○労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」(平成22年12月22日)において以下のとおり建議されています。</p> <p>3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化</p> <p>(1)「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効等の国際的な動向や受動喫煙の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえ、労働者の健康障害防止という観点から、一般の事務所、工場等については、全面禁煙(注1)や空間分煙(注2)とすることを事業者の義務とすることが適当である。</p> <p>注1:建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいう。 注2:一定の要件を満たす喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。</p> <p>(2)飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とすることが適当である。しかしながら、顧客の喫煙に制約を加えることにより営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙の措置をとることが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とする。具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合には、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準を達成しなければならないこととすることが適当である。</p> <p>(3)(1)及び(2)の措置の履行を確保するために、当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする。今後の履行確保のあり方については、これらの措置の実施状況を踏まえつつ、検討していくこととする。</p> <p>(4)(2)における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準については、粉じん濃度:0.15mg/m³以下、n席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量:70.3×n m³/時間とすることが適当である。</p> <p>(5)国は、義務化に対応する事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきである。 なお、更なる支援の必要性について、受動喫煙防止対策に取り組む事業者の意見を聞きつつ、今後、検討すべきである。</p> <p>(6)以上の措置を確実に実施していくとともに、受動喫煙防止対策に対する国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう、取組を進めていくこととする。</p> |
| 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件 | <p>改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p> |
| 備考 | — |